

黒部川水系流域委員会 規約

第1条 (名称)

本会は、「黒部川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

第2条 (目的)

委員会は、「黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）（以下「整備計画」という。）」策定後の、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、整備計画の内容を点検した結果について意見を述べる。

- 2 委員会は、整備計画の変更が必要となった場合には、河川法第16条の2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
- 3 委員会は整備計画に基づく事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。

第3条 (組織等)

委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

- 2 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添のとおりとする。
- 3 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。

第4条 (委員長等)

委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。

第5条 (委員会)

委員会の招集は、局長より委任された黒部河川事務所長（以下「事務所長」という。）が行うものとする。

- 2 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 3 審議にあたり、事務所長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。

第6条 (情報公開)

委員会及び配布資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。

第7条 (事務局)

委員会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員会の委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

本規約は、令和3年5月11日より施行する。

黒部川水系流域委員会 委員名簿

| 氏名 | 所属・役職等 | 備考 |
|--------------------|--------------------------|----|
| いけもと りょうこ 池本 良子 | 金沢大学 理工研究域地球社会基盤学系 教授 | |
| うめだ しんや 榎田 真也 | 金沢大学 理工研究域地球社会基盤学系 教授 | |
| おおた みちひと 太田 道人 | 富山市科学博物館 専門官 | |
| おおにし こうじ 大西 宏治 | 富山大学 学術研究部 人文科学系 教授 | |
| すずき ひろゆき 鈴木 洋之 | 石川工業高等専門学校 准教授 | |
| すみ てつや 角 哲也 | 京都大学 防災研究所水資源環境研究センター 教授 | |
| ながもり まさゆき 永森 雅之 | 富山県土地改良事業団体連合会 専務理事 | |
| ふくおか しょうじ 福岡 捷二 | 中央大学 研究開発機構 教授 | |
| ふじた しんや 藤田 信弥 | 富山県内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長 | |
| ふわ みつひろ 不破 光大 | 魚津水族館 学芸員 | |
| よしだ きとこ 吉田 聡子 | (一財)北陸経済研究所 地域開発調査部 研究員 | |

(50音順、敬称略)